（密接関係者の要件）

第四十三条　法第三十一条第一項に規定する経済産業省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一～三　［略］

（認定管理統括事業者の認定）

第四十四条　法第三十一条第一項の規定による認定を受けようとする工場等を設置している者（以下この条において「申請者」という。）は、様式第十による申請書及びその写し各一通を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　経済産業大臣は、法第三十一条第一項の規定により申請者から前項の申請書の提出を受けた場合において、速やかに同条第一項各号の定めに照らしてその内容を審査し、認定管理統括事業者の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第三十一条第一項の規定に基づき認定する。」

3　［略］

（認定管理統括事業者の認定の取消し）

第四十五条　経済産業大臣は、法第三十一条第二項の規定により認定管理統括事業者の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第十二による書面を当該認定が取り消される法第三十一条第一項の認定を受けた者に交付するものとする。

（密接関係者と一体的に行うエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換のための措置を統括して管理している要件）

第四十六条　法第三十一条第一項第一号に規定する経済産業省令で定める要件は、密接関係者との間に次に掲げるエネルギー管理等に関する取決めを行っていることとする。

一　工場等におけるエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換の取組方針

二　工場等におけるエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換を行うための体制

三　［略］

（連携省エネルギー計画の認定の申請）

第四十七条　法第五十条第一項の規定により連携省エネルギー計画の認定を受けようとする工場等を設置している者及び他の工場等を設置している者（次条において「申請者」という。）は、共同で、様式第十三による申請書及びその写し各一通を、経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

（密接関係者の要件）

第四十三条　法第二十九条第一項に規定する経済産業省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一～三　［略］

（認定管理統括事業者の認定）

第四十四条　法第二十九条第一項の規定による認定を受けようとする工場等を設置している者（以下この条において「申請者」という。）は、様式第十による申請書及びその写し各一通を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　経済産業大臣は、法第二十九条第一項の規定により申請者から前項の申請書の提出を受けた場合において、速やかに同条第一項各号の定めに照らしてその内容を審査し、認定管理統括事業者の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第二十九条第一項の規定に基づき認定する。」

3　［略］

（認定管理統括事業者の認定の取消し）

第四十五条　経済産業大臣は、法第二十九条第二項の規定により認定管理統括事業者の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第十二による書面を当該認定が取り消される法第二十九条第一項の認定を受けた者に交付するものとする。

（密接関係者と一体的に行うエネルギーの使用の合理化のための措置を統括して管理している要件）

第四十六条　法第二十九条第一項第一号に規定する経済産業省令で定める要件は、密接関係者との間に次に掲げるエネルギー管理等に関する取決めを行っていることとする。

一　工場等におけるエネルギーの使用の合理化の取組方針

二　工場等におけるエネルギーの使用の合理化を行うための体制

三　［略］

（連携省エネルギー計画の認定の申請）

第四十七条　法第四十六条第一項の規定により連携省エネルギー計画の認定を受けようとする工場等を設置している者及び他の工場等を設置している者（次条において「申請者」という。）は、共同で、様式第十三による申請書及びその写し各一通を、経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。